

(保 55) F
平成 26 年 6 月 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木邦彦

平成 26 年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術
及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術につきましては、平成 26 年度診療報酬改定におきまして、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）第 10 部手術の通則 4 が改正され、施設基準の届出が必要とされたところであります。

これに伴い、平成 26 年 3 月 31 日時点で施設基準の届出をせずとも算定が可能であった経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術につきましても、平成 26 年 4 月以降、当該手術を算定するにあたっては、平成 26 年 3 月 5 日付通知「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 2 の様式 72 により、当該保険医療機関で当該手術について、前年（1 月から 12 月）の手術件数（院内に掲示した手術件数）の届出が必要となりました。

今般、厚生労働省保険局医療課より、当該施設基準について、各保険医療機関からの届出状況等に鑑み、平成 26 年 4 月 14 日時点において届出を行っていない医療機関であって、平成 26 年 6 月 30 日までに届け出た場合には、平成 26 年 4 月 1 日に遡って算定して差し支えない旨通知されましたので、届出忘れないよう貴会会員への周知方ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

<添付資料>

平成 26 年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

（平 26. 6. 4 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
平成26年6月4日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術
及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

平成26年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術の届出については下記のとおりと致しますので、その取り扱いに遺漏なきを期したい。

記

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術については、平成26年度診療報酬改定により、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第10部手術の通則4の規定により施設基準の届出が必要となったところであるが、当該施設基準について、各医療機関からの届出状況等に鑑み、平成26年4月14日時点において届出を行っていない医療機関であって平成26年6月30日（月）までに届け出た場合には、平成26年4月1日に遡って算定して差し支えないものとする。

様式72

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の施設基準に係る届出書添付書類

1. 次の事項を満たしている場合には、○を付けること。

ア 手術（医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術を含む当該保険医療機関において実施する全ての手術）を受ける全ての患者に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者から要望のあった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供している。
イ アにより説明した内容について、患者に文書（書式様式は任意）で交付するとともに、当該交付した文書を診療録に添付している。
ウ 胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術を行う際は、速やかに開胸手術や開腹手術に移行できる体制を整えている。
エ 関連学会から示されているガイドライン等を踏まえ、手術適応等の治療方針についての検討を適切に実施している。
オ 胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術について十分な経験を有する医師が配置されている。

2. 院内掲示をする手術件数

・区分1に分類される手術

	手術の件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ 黄斑下手術等	
ウ 鼓室形成手術等	
エ 肺悪性腫瘍手術等	
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	

・区分2に分類される手術

	手術の件数
ア 鞣帯断裂形成手術等	
イ 水頭症手術等	
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ 尿道形成手術等	
オ 角膜移植術	
カ 肝切除術等	
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	

・区分3に分類される手術

	手術の件数
ア 上顎骨形成術等	
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	
エ 母指化手術等	
オ 内反足手術等	
カ 食道切除再建術等	
キ 同種死体腎移植術等	

・区分4に分類される手術の件数

--

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	
乳児外科施設基準対象手術	
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	
不安定狭心症に対するもの	
その他のもの	
経皮的冠動脈粥腫切除術	
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	
不安定狭心症に対するもの	
その他のもの	

経皮的冠動脈ステント留置術

備考 1. 院内掲示する文書の写しを添付すること。

2. 同種腎移植術等（移植用腎採取術（生体）及び同種腎移植術をいう。）の実施について、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会「生体腎移植実施までの手順」を遵守する旨の文書（様式任意）を添付すること。
3. 区分1から区分3に分類される手術であって胸腔鏡若しくは腹腔鏡を用いる手術又は区分4に分類される手術を実施しない場合にあっては、「1」の「ウ」～「オ」は記載する必要はないこと。
4. 「経皮的冠動脈形成術」及び「経皮的冠動脈ステント留置術」を新規に届け出る場合は、関連学会の実施する調査に提出する手術件数に準じてそれぞれ記載すること。